

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済(以下 倒産防止共済)とは、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。実務上は節税として使い勝手がよく、ご加入の方も多いのではないかと思います。

令和6年税制改正により令和6年10月1日以降の取扱いに変化があり、手続き時期によっては掛金が損金計上されなくなってしまう。

そこで今回は改めて倒産防止共済の仕組みと改正内容について説明させていただきます。

加入条件

加入できる方は(図1)の条件に該当する個人事業主又は法人で1年以上事業を行っている方です。

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車用タイヤの製造業を除く) プラスチック製品製造業(自動車用プラスチックの製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
飲食業	5千万円以下	200人以下

(図1)

※医療法人、NPO法人等、加入できない法人があります。

※取引先に対して売掛債権等が発生しない業種

(一般消費者を対象とする事業、金融業者、不動産業者など)
は加入対象とならない場合があります。

掛金・解約

掛金月額が**5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べ**、加入後の変更も可能です。
掛金の総額が800万になるまで積み立てられ、掛金月額の40倍に達した後は掛止めもできます。

解約については、12ヶ月以上納付した場合に解約手当金が支給されます。**40ヵ月以上の納付で掛金の100%**が戻ってきます(機構解約を除く)。詳細は(図2)のとおりです。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

(図2)

- 任意解約→契約者が任意に行う解約。殆どがこれです。
- 機構解約→滞納または不正による強制解約。
- みなし解約→契約者死亡、会社解散等。

貸付金について

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍(最高8,000万)の少ない額が無担保・無利子で借りられます。しかし、回収困難の要件が取引停止処分・破産手続き開始・私的整理等となっており、支払遅滞や夜逃げでは該当しません。倒産防止共済本来の役割ですが、条件が厳しく実務上あまり使われていません。

そこでよく使われるのが「**一時貸付金**」という制度です。

こちらは「**申込み時点での解約手当金の95%迄の範囲**」の額で**有利子(現時点で0.9%)**で借りられます。

期間1年の一括弁済となっていますが、申込から入金迄は不備が無ければ10日程で入金されます。

税務上のメリット

ここからが今回のメインテーマとなりますが、倒産防止共済の掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に全額算入できます。※個人事業主の場合、不動産所得は経費対象外となります。

万が一の資金繰りに困らないように手許資金を手厚くしておく手段として、まずは現預金として置いておくことが考えられます。これだけでは損益には影響がありませんが、倒産防止共済の場合は支払った掛金が積み立てられ、且つ全額経費になり、当然その分の税負担が減ります。

例えば、個人事業主で課税所得(基礎控除などの各種控除を差し引いた額)が500万円の方が、倒産防止共済を毎月5万(年60万)支払っていた場合、所得税・復興特別所得税で20.42%、住民税で10%、個人事業税で5%の合計35.42%、金額にしておよそ21万円の節税効果があります。

解約時には返戻金を収入として計上する必要があるのでタイミングには注意が必要ですが、前納制度を利用して年間最大460万(掛金月額20万、決算月に前納240万の場合)の経費計上が可能であったり、解約月に再加入も可能で大変使い勝手の良い制度でした。

倒産防止共済の適用制限

上記の通り大変使い勝手の良い制度でしたが、令和6年税制改正により損金算入の適用制限が入ります。経済産業省によると

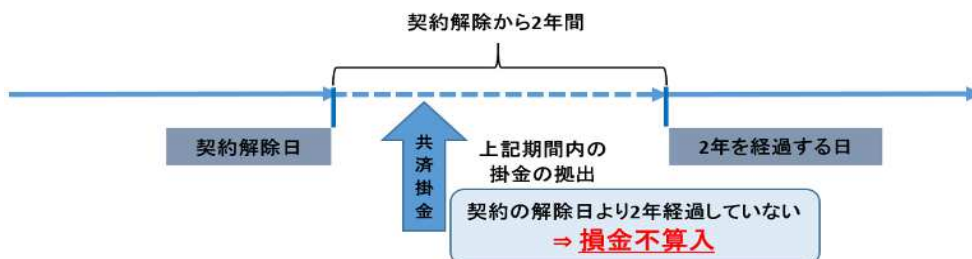
- 解約してすぐに再加入する行動変容が発生しており、加入・脱退の増加の一因に。
 - 再加入者のうち2年未満に再加入するものは約8割を占める。
 - 脱退・再加入は(中略)本来の制度理由に基づく行動ではない。
- 等となっております、これらを踏まえて今回の改正に至った経緯があります。

令和6年度税制改正大綱(抜粋)

中小企業倒産防止共済法の共済の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする。

つまり、倒産防止共済を解約してから2年間は再加入しても損金計上ができないということです。

【イメージ】



適用されるのは令和6年10月1日以後解約の共済からとなります。改正前に比べると使い勝手が悪くなくなりましたが、計画的に加入すれば節税効果は十分にあります。

繰越欠損金がある法人等については、改正前に一度解約しておく等の検討も必要かもしれません。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。